

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u> （略）</p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>V-2-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p><u>（4）ファンドに関する説明義務に係る留意事項</u> （新設）</p> <p>金商法第2条第2項第5号及び第6号では、集団投資スキーム（ファンド）及びその持分に係る権利を包括的に定義している。これら権利の販売・勧誘又は募集若しくは私募を行う者の中には、金商法施行以前には証券会社等として当局の監督対象となっていなかった者、透明性・流動性が低く、投資者にとってその実態把握や評価が極めて困難なファンドを取り扱う者があると考えられる。</p> <p>そうしたことを踏まえ、みなし有価証券販売業者又は自己募集業者がこれら権利を取り扱う際には、組合契約等の概要や、当該ファンドが現に行っている事業の概要、当該契約に基づく権利のリスクに関する説明が、出資者に対して十分になされているかについて留意するものとする。</p> <p>特に、業務の実態が特定商取引に関する法律第33条第1項に規定する連鎖販売業に該当する場合には、金商法及び同法に基づく適切な説明がなされているかに留意し、必要に応じ、経済産業省等関係機関との連携の下、</p>	<p><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u> （略）</p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>V-2-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p><u>（4）ファンドの販売に係る留意事項</u></p> <p>① <u>ファンドに関する説明義務に係る留意事項</u></p> <p>金商法第2条第2項第5号及び第6号では、集団投資スキーム（ファンド）及びその持分に係る権利を包括的に定義している。これら権利の販売・勧誘又は募集若しくは私募を行う者の中には、金商法施行以前には証券会社等として当局の監督対象となっていなかった者、透明性・流動性が低く、投資者にとってその実態把握や評価が極めて困難なファンドを取り扱う者があると考えられる。</p> <p>そうしたことを踏まえ、みなし有価証券販売業者又は自己募集業者がこれら権利を取り扱う際には、組合契約等の概要や、当該ファンドが現に行っている事業の概要、当該契約に基づく権利のリスクに関する説明が、出資者に対して十分になされているかについて留意するものとする。</p> <p>特に、業務の実態が特定商取引に関する法律第33条第1項に規定する連鎖販売業に該当する場合には、金商法及び同法に基づく適切な説明がなされているかに留意し、必要に応じ、経済産業省等関係機関との連携</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>適切な対応を図ることとする。また、業務の実態が無限連鎖講の防止に関する法律に該当することがないかについて留意し、そのおそれがあると認められる場合には、警察庁等関係機関に情報提供を行うなど、適切な対応を図ることとする。</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>	<p>の下、適切な対応を図ることとする。また、業務の実態が無限連鎖講の防止に関する法律に該当することがないかについて留意し、そのおそれがあると認められる場合には、警察庁等関係機関に情報提供を行うなど、適切な対応を図ることとする。</p> <p>② 契約締結前の書面交付に係る留意事項</p> <p><u>金商業等府令第92条の2第1項第3号に規定する「事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約の特性」としては、具体的には、</u> <u>（i）顧客が出資した金銭が充てられる出資対象事業の概要、（ii）顧客は出資した金銭の実際の用途や収支の状況等について、出資対象事業を行う者から相対で入手する情報に基づいて顧客自身で判断する必要があること、（iii）出資対象事業の収益性について保証等がされている訳ではないこと等について記載するものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">（以下略）</p>